

令和2年(2020年)4月28日

保護者の皆様

伊丹市教育長

新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間の延長について

平素より本市の教育活動にご理解とご支援を賜り、心よりお礼申し上げます。

本市では、兵庫県の新型コロナウイルス感染症患者の増加を受け、子どもたちの健康と感染防止のため、1学期の始業式後から5月6日（水）までを一斉臨時休校といたしました。保護者の皆様には休業中、子どもたちの生活面・学習面など様々な面でご協力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、今般、新型コロナウイルス感染症患者は増加しており、国では、緊急事態宣言の発令期間を延長することも検討されています。

兵庫県におきましては、4月28日（火）に、現在の感染状況等を踏まえ、県立学校において、臨時休業を5月31日（日）まで延長する方針が示されました。

本市におきましても、こうした状況を受け、下記のとおり臨時休業期間の延長を決定しました。各ご家庭におかれましては、引き続き、子どもたちの不要不急の外出を控えるとともに毎日の健康観察を実施するなど、感染予防に努めてくださいますようお願いいたします。

記

1 学校園の臨時休業について

(1) 5月31日（日）まで臨時休業とします。

※但し、状況に応じてその期間を変更することがあります。

(2) 私立幼稚園等に対しても、5月31日（日）まで臨時休業を要請します。

2 学習の保障について

(1) 夏季休業期間等に授業を実施します。

(2) 「家庭学習プリント配信システム（みんなの学習クラブ）」を積極的に活用します。

(3) 全児童生徒を対象に「市内共通家庭学習ワーク冊子」を配布します。

(4) 授業動画を配信します。

(5) 臨時休業期間中は、状況に応じ登校機会を設けます。（個人相談等）

3 保育所（こども園を含む）、放課後児童くらぶについて

(1) 5月31日（日）まで、対象児童を限定した「特別保育」を継続します。

※但し、状況に応じてその期間を変更することがあります。

(2) 私立施設についても、5月31日（日）まで「特別保育」を要請します。

4 部活動について

臨時休業期間中は自粛とします。